第9章 簡易タンク貯蔵所(危政令第14条)

第1 区分

1 簡易タンク貯蔵所とは

- (1)「簡易タンク貯蔵所」とは、簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。(危政令第2条第5号)
- (2) 簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次による。【S37自消丙予発44】
 - ア 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替え 業務を行うことができる。
 - イ 簡易貯蔵タンクで、給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量 未満であっても給油取扱所として規制する。

なお、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備(自家用のもの)で、給油の機会が少なく一日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として扱う。

ウ 簡易貯蔵タンクに設けた注油設備により、詰替え、小分け販売等の取扱い を主な目的とする場合は、一般取扱所のタンクとして扱う。

2 技術基準の適用

簡易タンク貯蔵所は、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

 区分
 危政令
 危規則

 簡易タンク貯蔵所
 14 I

第9-1表 簡易タンク貯蔵所に適用される基準

(注) 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

第2 許可数量の算定

許可数量は、タンク容量によるものとし、規制範囲内に2以上のタンクがある場合は、それぞれのタンク容量を合算する。

タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第6章「屋外タンク貯蔵所」_第3_2の例による。

第3 位置、構造及び設備の基準

1 **タンクの数**(危政令第14条第2号)

危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。例えば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならないこと。したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タン

ク貯蔵所に併置することができる。

2 タンクの空地及び固定方法(危政令第14条第4号)

危政令第14条第4号に規定する「固定」には、車止め又はくさり等による方法がある。

3 通気管(危政令第14条第8号)

危政令第14条第8号に規定する通気管は、危規則第20条第4項第2号により、 先端の高さは地上1.5m以上とされているが、簡易貯蔵タンク自体で高さに欠ける もの、すなわち車輪から通気管先端までが1.5m未満のものにあっては、設置場所 にコンクリート台を設け、地上高1.5m以上とするなどの方法がある。